

ジョイフルホームやつなみにおいては次の事業を実施する。

## 1 通所介護事業及び介護予防通所介護事業

(通所介護事業は、地域密着型通所介護事業に移行予定)

・介護保険による要介護者に対し、ケアプランに基づいた各種サービス（主に生活指導、機能訓練、食事提供及び送迎など）を提供し、また要支援者に対し、介護予防プランに基づいた各種サービス（同）を提供する。

・利用定員は通所介護事業の利用者並びに介護予防通所介護事業の利用者を併せて1日15人であるが、サービス提供時間7時間未満であるため、1日19人までは利用が可能である。

・年間利用件数は、3600件を目指す。

## 2 通所型介護予防事業

・介護保険の非該当者のうち二次予防対象の高齢者に選定された方に対し、生活指導、機能訓練（うち、シニアトレーニング事業は必須）等の各種サービスを年24回提供する。

・利用定員は1日あたり、33人—通所介護事業及び介護予防通所介護事業の利用者とし、併せて33人を超えないものとする。

・年間利用件数は、720件を目指す。

※25回目以降も継続して利用を希望する方については、所定の手続きを経ることで、引き続き利用できる場合がある。（年間48回まで）

### 3 配食事業（配食サービス）

- ・介護保険の要支援・要介護者または概ね65歳以上の高齢者（要支援・要介護者は除く）のうち、独居世帯者、高齢者のみ世帯者及びそれらに準じる世帯者に対し、配食を実施する。
- ・利用定員は特に定めないが、対応可能数としては1日あたり5件程度である。
- ・年間利用件数は、360件を見込む。
- ・新規利用は原則受け付けません。

### 4 居宅介護支援事業及び介護予防居宅支援事業

- ・要介護の依頼者に対し、契約に基づき、居宅サービス計画を作成し、必要なサービスの提供が行われるよう関係事業者との連絡調整を行う。また、地域包括支援センターの委託業務として介護予防居宅支援事業を受託し要支援の依頼者に対し、介護予防支援サービス計画を作成し、必要なサービスの提供が行われるよう関係事業者との連絡調整を行う。

- ・居宅サービス計画作成件数は、ケアマネージャー一人当たり35件以内（1か月）とする。

また、介護予防支援サービス計画作成件数は、特に定めないが、居宅サービス計画作成業務に支障のない範囲で行うこととする。

- ・認定調査業務を受託し実施する。

グループホームやつなみ及びネクストホームやつなみについては、別紙事業計画のとおりとする。